

小牧市議会議案第58号

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月5日提出

小牧市議会議員	澤	田	勝	巳
同	上	長	田	淳
同	上	安	江	美代子
同	上	舟	橋	秀和
同	上	加	藤	晶子

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例

小牧市議会委員会条例（昭和45年小牧市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、議会運営委員会の委員の定数を変更するため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 議会運営委員会の委員の定数を5人（現行6人）とする。（第3条の2関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行する。